

令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西町中小企業・小規模事業者振興条例（平成28年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、本町の産業の振興、雇用の促進を図ることを目的として、予算の範囲内において令和2年度川西町創業支援利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付する場合において、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が町内において開業し、事業開始後2年未満の場合をいう。
- (2) 新分野進出 町内において事業を営んでいる事業所が、現在の業種から、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において中分類が異なる業種に新たに進出する場合をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金交付の対象者（以下「対象者」という。）は、条例第2条で定める中小企業及び小規模事業者又は町内で創業する者であり、かつ、創業又は新分野進出に関する事業を行うにあたり、令和2年4月1日以後に金融機関から設備資金又は運転資金を資金用途とする融資を受けた者とする。

(補助金交付の範囲)

第4条 町長は、前条に定める対象者が受けた融資に対し、次の各号に定める範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 補助対象融資限度額 500万円以内
- (2) 補助金額 融資額又は補助対象融資限度額のどちらか少ない額の年利1.0パーセント以内相当額（延滞額を除く。）
- (3) 補助対象期間 融資実行日より3年以内

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）、規則第4条の規定にかかわらず、令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請に次の書類を添付するものとする。

- (1) 融資契約書の写し
- (2) 返済予定表又は履歴書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第5条第1項の規定にかかわ

らず、速やかに審査を行い、補助金の交付を決定した場合は、令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、創業に係る補助金の交付決定については、1対象者につき1度のみとする。

（変更の届出）

第7条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の増減額とし、同項第2号に定める軽微な変更は、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更とする。

2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、規則第6条第2項の承認を受けるときは、令和2年度川西町創業支援利子補給補助金に係る変更届出書（別記様式第3号）に同様式に掲げる変更に係る関係書類を添え、町長に提出し承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、変更交付の可否について決定し、事業実施者に通知するものとする。

（補給金の額の確定）

第8条 町長は、事業実施者から提出を受けた令和2年度川西町創業支援利子補給補助金に係る償還状況証明書（別記様式第4号）又は金融機関が発行する支払利息額等が確認できる書類により補助金の額を確定し、確定した補助金額を申請者に通知するものとする。

（利子補給の打ち切り等）

第9条 町長は、対象者が次の各号の一に該当したときは、利子補給を中止又は打ち切ることができる。

- (1) 倒産、廃業等の理由により、今後の償還が不可能となったとき。
- (2) その他この要綱にあきらかに違反すると認められるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

川西町長 殿

申請者 住 所
 法人名又は商号
 代表者氏名 ⑩
 電話番号 ()

令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付申請書

令和2年度川西町創業支援利子補給補助金について交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 1 主たる事業内容 | |
| 2 申請区分及び資金使途 | 【申請区分】 創業 ・ 新分野進出 |
| | 【資金使途】 設備資金 ・ 運転資金 |
| 3 従業員数 | 【2で創業の申請者】 人 |
| | 【2で新分野進出の申請者】 現在 人 |
| 4 年間販売（生産）額 若しくは目標額 | 【2で創業の申請者】 目標 千円（年間） |
| | 【2で新分野進出の申請者】 千円（年間） |
| 5 資本金（法人のみ） | 千円 |
| 6 融資資金名及び融資額 | 資金 |
| | 千円 |
| 7 取扱金融機関名 | |
| 8 融資実行日及び償還期間 | 【融資実行日】 年 月 日 |
| | 【償還期間】 [年 カ月(うち据置)] |

| | |
|------|---|
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> (1) 融資契約書の写し <input type="checkbox"/> (2) 金融機関等が発行する返済予定表又は履歴書の写し |
|------|---|

殿

川西町長



令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった令和2年度川西町創業支援利子補給補助金の交付について、令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

| | |
|------------|---------|
| 認定年度 番号 | 年度 第 号 |
| 取扱金融機関 | |
| 融資資金名及び融資額 | 資金 円 |
| 補給機関 | 年 月 日から |
| | 年 月 日まで |

[条件]

- 1 補助金は、年1回の支払いとする。
- 2 期間中、口座変更、繰上げ償還等申請時と変更になった場合は速やかに届出すること。
- 3 町外移転や滞納、事業廃止等、申請と異なる行為が発生した場合は、交付決定を取消す場合がある。

様式第3号

年 月 日

川西町長 殿

申請者 住 所
法人名又は商号
代表者氏名 ⑩
電話番号 ()

令和2年度川西町創業支援利子補給補助金に係る変更届出書

年 月 日付第 号をもって交付決定の通知があった
令和2年度川西町創業支援利子補給補助金について次のとおり変更したいので、
令和2年度川西町創業支援利子補給補助金交付要綱第7条の規定により提出し
ます。

1.変更の内容

2.変更申請額 金 円 (増・減 円)

3.変更する理由

4.添付資料

※添付書類

- ・住所又は名称に変更があったときは、定款又は法人履歴事項全部証明書の写し (発行日より3か月以内のもの)
- ・契約内容を変更したときは、変更契約証書等の写し
- ・借入金を繰上償還したときは、金融機関が発行する支払利子等が確認できるもの
- ・その他変更の内容を証する書類

様式第4号

令和2年度川西町創業支援利子補給補助金に係る償還状況証明書

融資取扱金融機関支店長 殿

申請者 住 所
法人名又は商号
代表者氏名 ⑩

令和2年度川西町創業支援利子補給補助金の申請のため、下記の融資金に関して、私が支払った 年 月分から 年 月分の支払利子額について、証明願います。

記

| | |
|-----------------------|----------|
| 融資の種類及び 取扱番号又は証書番号 | (取扱番号等) |
| 融 資 の 額 | 円 |
| 融 資 実 行 日 | 年 月 日 |
| 元金償還額(延滞分を除く。) | 円 |
| 支払利子額(延滞分を除く。) | 円 |

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

金融機関 ⑩